

お客様各位

【お知らせ】

確認検査の業務区域の追加について

センターの業務区域が令和5年 4月 1日から広がります。
(センター受付日)

長崎市、諫早市、西彼杵郡（長与町、時津町）に加え、

大村市

が業務区域になります。

○大村市の物件についてはセンターホームページにある「事前調査書」を添付して申請書を提出ください。

※業務を行う建築物は下記のとおりです（道路種別は問いません）

- ・建築基準法第6条1項四号に規定する建築物のうち一戸建ての住宅（いわゆる四号）
- ・建築基準法第6条1項二号又は第三号に規定する建築物のうち、構造計算書の添付が免除される一戸建ての住宅
- ・一戸建ての住宅に付属する物置等、ホームエレベーター、及び擁壁

令和5年3月31日

指定確認検査機関

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター